

○富士見町給水条例施行規則

平成10年3月4日

規則第5号

改正 平成12年12月20日規則第28号

平成14年11月8日規則第22号

平成24年2月8日規則第1号

富士見町水道事業給水条例施行規則(昭和39年富士見町規則第5号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置工事及び費用(第5条—第18条)

第3章 給水(第19条—第25条)

第4章 補則(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、富士見町給水条例(平成9年富士見町条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「給水装置の設置又は変更の工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。

2 前項の「工事」とは、調査、計画、施工、検査の一連の過程全てをいう。

(代理人)

第3条 条例第16条の規定に基づいて代理人をおくときは、関係者連署をもつて届出なければならない。

2 前項の代理人は、独立の生計を営む本町住民、若しくは主たる事務所を町内に置く法人でなければならない。

(給水装置異状の処理)

第4条 条例第21条の規定により給水装置の修繕、その他必要な処置を請求しようとする者は、所定の申請書を提出しなければならない。ただし、急を要するときは、口頭又は電話をもつて申込みをすることができる。

第2章 給水装置工事及び費用

(給水工事、給水契約の申込み)

第5条 条例第4条、第15条の規定により、給水装置工事又は給水契約の申込みをしようとする者は、所定の申請書を提出しなければならない。ただし、漏水等の緊急を要する修繕についてはこの限りでない。

2 前項後段ただし書の工事を行ったときは、翌月10日までに管理者に報告しなければならない。

3 配水管の埋設がないとき、又は水量及び水圧等の理由により新たに分水しがたい場合は、給水装置工事又は給水契約の申込みに応じないことがある。ただし、配水管の未設地域において、その費用を申込み者が負担する場合はこの限りでない。

(廃止及び改造の加入金)

第6条 メーターの口径増による加入金は、条例別表第1に定める従前の口径と改造後の口径の差額とする。

2 水道の廃止及び口径減による加入金はこれを返還しないものとする。

(承諾書の提出)

第7条 他人の土地又は構造物に給水装置を設置しようとする者は、当該土地又は構造物の所有者の承諾書を給水装置工事申請書に添付して提出しなければならない。

(給水装置工事の範囲)

第8条 条例第7条に規定する給水装置工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 給水せんまで直接給水するものにあつては、給水せんまで。

(2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口まで。

2 前第2号の場合において必要あるときは、受水槽以下の設計審査及び工事施行の指示をすることができるものとする。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第9条 給水装置は次の構造及び材質とする。

(1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用料に比し著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に連結されていないこと。
  - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術細目は、厚生労働省令の定めるところによる。

(受水槽の設置)

第10条 次の各号の1に該当するときは、受水槽を設けなければならない。ただし管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 災害、事故等による水道の減断水により事業活動等に支障が生じるおそれのある施設に給水するとき。
- (2) 一時的に多量な水を使用する施設、又は使用水量の変動が大きい施設に給水するとき。
- (3) 事業活動等に伴い水を汚染するおそれのある場所、又は施設に給水するとき。
- (4) その他管理者が設置を必要と認める場所、又は施設に給水するとき。

(自己材料又は労力の提供)

第11条 給水装置工事に自己材料又は労力を提供しようとする者は、所定の申請書を提出しなければならない。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第9条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に、管理者が別に定める材料単価を乗じて算出する。ただし燃料、接合材の数量については管理者が別に定めるところによる。
- (2) 労力費は、管類の布設及び継手作業、せん類の取付作業、掘さく、埋戻し、その他の作業についてそれぞれの作業に要する労力費の算出歩掛にその作業に従事する作業員の賃金を乗じて算出する。ただし、作業員の賃金及び作業歩掛は管理者が別に定めるところによる。
- (3) 道路復旧費は、道路管理者が別に定めるところによる。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には管理者が別に定める道路掘さく跡復旧費を加算する。
- (4) 工事雑費は工事費(第11条の規定による自己材料を使用した場合は、管理者の評価する金額を加算する。)の100分の3以内とする。

(復旧費用の負担)

第13条 給水装置の工事を施行するため、構造物を取りこわし、その復旧を要するものがあるときは、工事申込み者がこれを負担する。

(予納金)

第14条 条例第10条のただし書の規定による工事費の予納を必要としないものは、国、地方公共団体及びこれに準ずる機関で管理者が認めたものとする。

(工事申込みの取消し)

第15条 給水装置工事の申込み者は、その工事着手前においてはこれを取消すことができる。ただし、取消が設計後であるときは、設計料は返還しないものとする。

(給水装置の保障)

第16条 町が施行した給水装置で工事完成後30日以内に破損したときは、町費をもってこれを修繕する。ただし、その破損が天災等の不可抗力又は所有者等の故意若しくは過失によるものと認めるときはこの限りでない。

(届出)

第17条 条例第19条に規定する届出書は別に定めるものとする。

(工事費の徴収方法)

第18条 給水に関する工事費は、随時納入通知書を発して徴収する。

### 第3章 給水

(給水装置の所有権及び管理の範囲)

第19条 給水装置のうち分水せんからメーター(匡を除く。)までは、その所有権は町に帰属し、分水せんからメーター止水せんまでの維持管理及び修繕は町が行う。

(メーターの保全)

第20条 メーターの設置場所に検針若しくは機能を妨害するようなものを置き、又は工作を施してはならない。

(メーターの弁償額)

第21条 条例第18条第3項の規定によるメーターの弁償額は管理者が別に定める。

(消火栓の使用)

第22条 消火栓を火災の消火用以外に使用しようとする者は、事前に管理者の許可を得なければならない。

(給水装置の機能及び水質の検査)

第23条 条例第22条第2項に規定する特別の費用を要するときとは次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 給水装置の機能検査について、給水装置工事検査結果書が在する場合は、原材料を必要としたときは、原材料費。それ以外の場合は、6,000円に原材料を必要としたときは、原材料費を加算した額
- (2) 水質について飲用適否に関する法定検査以外の検査を行うとき。
- (3) その他通常の法定検査以外の特別の費用を要するとき。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第23条の2 条例第37条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
  - ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
  - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。
  - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
  - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(検査)

第24条 管理者の任命を受けた水道係員は、条例第32条に規定する給水装置の検査又は使用状況及び人口等の調査のため水道使用者等の同意を得て日出後、日没前に限り水道使用者等の家屋に立入ることができる。ただし、水道使用者等の同意がある場合には日出前、日没後も立入ることができるものとする。

2 前項の場合、水道係員は身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(水量料金の減免)

第25条 メーター以降の給水装置地下部分等(漏水箇所が通常目視できない部分で、かつボイラー、温水器、その他機器類、若しくは受水槽を経由しない部分。)で漏水があり、指

定給水装置工事事業者が修繕工事を行いその証明をした場合、水道使用者等は水量料金の減免を申請することができる。

- 2 管理者は前項の申請が適正なものと認めた場合は、次項の計算方法で得た料金額を減免することができる。
- 3 水量料金の減免額は、申請書受付日の直近のメーター一点検月の属する月及びその前月分について、前年同期の水量料金の超過分の2分の1、若しくはその他管理者の定める方法により算出した額とする。
- 4 第1項の申請は、指定給水装置工事事業者が修繕工事を行いその証明書を発行した日から2週間以内に行わなければならない。又修繕工事を行った指定給水装置工事事業者は、遅滞なく水道使用者等に修繕証明書を交付しなければならない。
- 5 第1項の申請は、水道使用者等が漏水のありたる事実を知り得ていたと認められるときは、これを行うことができない。又、町より漏水のありたる事実を告知された日から直近のメーター一点検日(告知日から直近のメーター一点検日が2週間に満たない場合はその次のメーター一点検日。)以降の減免は行わないものとする。
- 6 漏水の発生した給水装置が、町又は指定給水装置工事事業者の施工したものでないとき(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを認められているものを除く。)、又は条例第4条に規定する承認を受けていないものについては、第1項の申請を行うことができない。
- 7 料金を免れるため虚偽の申請を行った者、虚偽の修繕証明書を発行した指定給水装置工事事業者は、条例第36条、第37条を適用する。

#### 第4章 補則

(施行の細則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に各大臣がした決定又は指定は、この規則の施行後は、各大臣等がし

た決定又は指定とみなす。

附 則(平成14年11月8日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。